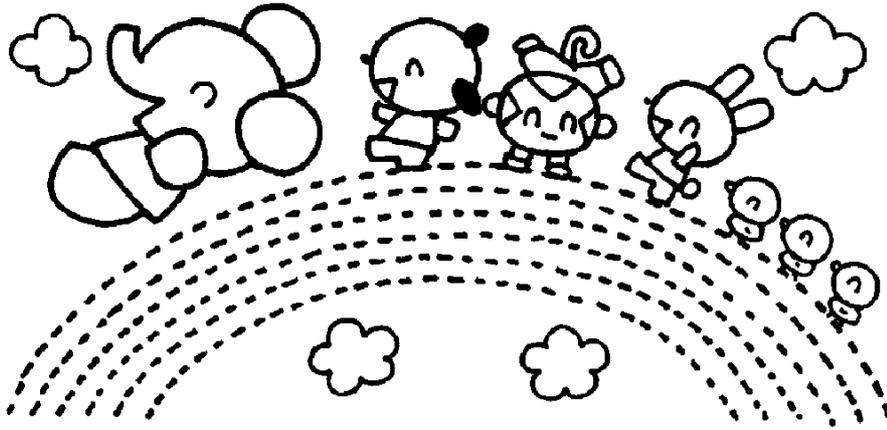


Ainosono
KINDERGARTEN

令和2年度

武庫愛の園 3号認定

1歳児・2歳児クラス 園児募集要項



本園は、平成27年4月1日から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「幼稚園型認定こども園」です。そのため入園に際し、保護者の方の希望する保育時間や就労状況に応じて選択していただく必要があります。

それにより手続きや費用に関する内容が異なりますので、この「募集要項」及び「重要事項説明書」「本園の教育理念等について」「預かり保育の利用について」に記載されている内容をよく読んで同意いただいたうえで入園願書をご提出ください。

- 1号認定とは 幼稚園標準教育を希望する3歳以上児
- 2号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳以上児
- 3号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児

学校法人あけぼの学院

認定こども園 武庫愛の園幼稚園

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘4丁目5番23号

TEL (06) 6438-0030 FAX (06) 6437-9301

HPアドレス <http://www.mukoainosono.ed.jp>



本園は幼稚園型の認定こども園です

本園は尼崎市において半世紀以上の歴史のある幼稚園です。長年幼稚園教育で培ってきた豊富な経験に基づいてお子様の育ちを支えていきます。愛情豊かに応答的に関わることを大切に、幼稚園と保育園のそれぞれの良いところを活かしながら、教育と保育を一体として捉え両方の役割を果たすことができる施設です。1歳児・2歳児クラスは、5年保育・4年保育として位置づけ、異年齢との関わりも行っております。

- 本園は、国の定めた基準に基づいた職員配置、及び施設の教育保育環境や安全性などを重視した認定こども園として兵庫県および尼崎市が認定した施設です。
- 本園では幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持つ職員が年齢に応じた遊びと教育を計画的に行っています。

募集年齢及び人数

1歳児(平成30. 4. 2～平成31. 4. 1生まれ)	6名
2歳児(平成29. 4. 2～平成30. 4. 1生まれ)	6名

幼稚園説明会 (主に1・2号認定 3～5歳児対象)

下記の日程で幼稚園で行います。両日共、同じ内容です。 予約不要

	日 程	説 明 会	場 所
1回目	9月 7日(土)	10:30～12:00	武庫愛の園幼稚園
2回目	9月14日(土)	14:00～15:30	武庫愛の園幼稚園

3号認定 1・2歳児クラス説明会

下記の日程で行います。会場設営の都合上、参加ご希望の方はお電話にてご予約ください。TEL(06)6429-0308

日 程	時 間	場 所
9月28日(土)	10:00～11:00	武庫愛の園幼稚園

3号認定子ども(保育標準時間11時間、保育短時間8時間認定)とは

本園は尼崎市の施設型給付を受ける園であるため、尼崎市に3号認定を申請する必要があります。

● 3号認定とは…

- ※ 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児をさします。就労時間等により保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の認定に分かれます。
- ※ 尼崎市に住民票がある方が3号認定の要件となります。
(他の市町村に住民票がある方は、本園が利用可能かどうか尼崎市にご確認下さい。こども入所支援担当 06-6489-6369)

3号認定はこんな人が受けられる

- 働いている(パートタイムや在宅勤務を含む)
- 母が出産前後(期間等は尼崎市へお尋ねください)
- 保護者に病気や障がいがある
- 親族の介護や看護をしている
- 求職中(期間等は尼崎市へお尋ねください)
- その他 就学、DV、育休など

詳細は、尼崎市のホームページまたは
こども入所支援担当 06-6489-6369 まで

①保育標準時間とは

主にフルタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月120時間以上の就労をしている保護者をさします。市より3号認定の保育標準時間認定を受けた場合は最大利用可能時間が11時間となります。原則として最大利用可能時間とは、勤務時間+通勤時間のことです。

②保育短時間とは

主にパートタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月64時間以上120時間未満の就労をしている保護者をさします。市より3号認定の保育短時間認定を受けた場合は最大利用可能時間が8時間となります。原則として最大利用可能時間とは、勤務時間+通勤時間のことです。

本園に入園されるまでの納入金

入園受入準備費	10,000円	尼崎市より3号認定が下りて、利用先が本園となった場合、正式契約となります。その際、郵便振替にてご入金いただきます。
教育・保育環境充実費	90,000円	
教材費 (個人持・消耗教材・消耗品等)	1歳児約10,500円 2歳児 約8,000円	正式契約後、現金にて納入していただきます。 (令和2年度の災害共済掛金は未定)
通園リュック代(2歳児のみ)	3,250円	
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	2019年度は315円	

- 入園受入準備費は入園受入に関する事務手続きや準備等の費用となります。
- 教育・保育環境充実費は教員配置の充実や、教育・保育環境の質向上の為の費用となります。
- 入園内定後、令和2年3月31日までに通園不能な地域に転勤・転宅される場合に限り、その証明(転居先の住民票か転出証明等)があれば入園受入準備費以外の納入金を返金致します。
- 1歳児・2歳児は私服で過ごします。制服等は年少組へ進級の際に購入していただきます。
- 本園との利用契約の際は面談を行います。その際、入園面談料3,000円をご用意ください。
年少組に進級の際は、考査料・入園受入準備費および教育・保育環境充実費の改めての納入は必要ありません。

保育料 (尼崎市の施設型給付を受ける施設の毎月の利用者負担額)

新制度では、保護者の方の所得に応じて国が定める基準を上限とし、市町村が地域の実況に応じて定めた保育料を納付していただくこととなります。あらかじめ所得に応じて軽減された保育料の設定となります。

以下の金額は2019年4月～9月までのものです。2019年10月から実施される「0～2歳児の住民税非課税世帯に対する保育の無償化」に伴い階層や金額は改訂される予定です。国や尼崎市の制度内容が明確に打ち出され次第、尼崎市のホームページ等でアップされる予定です。

3号認定の利用者負担額(毎月の徴収額) ※以下は2019年度のもので、令和2年度の額は現時点では未定

階層区分	利用者負担額	
	標準(11時間)	短時間(8時間)
住宅取得控除等の税額控除前の所得税額で計算した市民税額より算出	標準(11時間)	短時間(8時間)
A 生活保護世帯	0	0
B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0
B2 市民税非課税世帯(その他)	5,300	5,300
C1 市民税課税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,300	5,300
C2 市民税課税所得割課税額48,600円未満(その他)	13,200	13,100
D1 市民税所得割課税64,700円未満	21,000	20,800
D2 市民税所得割課税80,800円未満	22,300	22,100
D3 市民税所得割課税97,000円未満	23,700	23,400
D4 市民税所得割課税133,000円未満	34,300	33,900
D5 市民税所得割課税169,000円未満	36,100	35,700
D6 市民税所得割課税235,000円未満	52,200	51,500
D7 市民税所得割課税301,000円未満	54,900	54,100
D8 市民税所得割課税397,000円未満	72,000	71,000
D9 市民税所得割課税397,000円以上	93,600	92,200

基本的には**第2子は利用者負担額の半額、第3子は無料**となります。
(※2参照 詳しくは後日市のHPでアップされる予定の「3号認定利用者負担額について」をご確認ください)

給食代(主食代・副食代)・おやつ代も毎月の利用者負担額に含まれています。

尼崎市の施設型給付の施設は本園をはじめ、**公立保育所等も利用者負担額は同一金額**です。

- ※1 この料金表は2019年9月現在のものです。今後国や尼崎市の対応により修正されることもありますのでご了承ください。
- ※2 お子さんが2人以上いる場合の保育料の決め方は、ご家庭の状況やお子さんの年齢、年収約360万円未満か、年収約360万円以上か等によって異なります。詳しくは「尼崎市の利用者負担額」をご精読ください。
- ※3 利用者負担額は住宅取得控除などの税額控除前の所得税額で計算した市民税額より算出されます。
- ※4 本園では園の規則により、保育料等の納入金が2か月未納の場合や、園の方針に従って頂けない場合は契約解除させて頂くことがあります。尚、在籍中の未納の保育料はお支払頂くこととなりますのでご了承ください。

毎月の納入金

利用者負担額(保育料)	尼崎市の決定額	3号利用者負担額の表参照 個人の所得額等により異なります
教育・保育活動費	6,500円	※1 参照

- ※1 新制度の保護者負担額では現状の教育・保育が実現できないため、教育・保育活動費として月6,500円を特定負担額として徴収させていただきます。なお園外保育費、行事費、冷暖房費、教材絵本代(一斉購読絵本)などにも充当しますので、それらの費用の別途徴収は行いません。
- ※2 給食代(主食・副食代とも)やおやつ代は3号利用者負担額に含まれていますので別途徴収は行いません。
- ※3 土曜日・代休日・行事の前日当日等、弁当が必要な日もあります。
- ※4 1・2歳児は通園バスは利用できませんのでご了承ください。(年少組から利用可能です。)
- ※5 市の決定する利用者負担額は毎月徴収する金額となります。保育日数は月により相違しますが、年間にかかる金額を平準化して、12ヶ月の均等額で納入していただきます。
- ※6 市に申請された保護者名義の銀行口座を尼崎信用金庫で作って頂きます。そこから毎月の納入金を合計した金額を、幼稚園の銀行口座へ自動振込により納入して頂きます。引落しの際、自動送金取扱い手数料がかかりますのでご了承ください。

認定手続きの流れについて

- ①本園の利用をご希望の方は、本園を通じて尼崎市に3号認定を申請します。
 本園が第1希望の方は、11月8日(金)迄に3号認定申請書を園に提出してください。
 ※ 尼崎市の申請書は園または市役所・支所等で配布します。
 ※ 本園が第1希望でない場合は、直接市役所に提出してください。
- ②内容や添付書類に関しては、園ではチェックを行わず、そのまま尼崎市へ提出します。
 不備等がある場合は、尼崎市からご自宅へ連絡が入ることがあります。
- ③尼崎市から12月20日頃に認定書が交付されます。
- ④申請者の希望、保育所等の状況により、尼崎市が調整し利用先を決定します。(令和2年2月頃)
- ⑤尼崎市より利用先が本園と決定がおりた場合は、面談日のご連絡を差し上げ、正式な3号認定契約と面談を行いますので、お子様と一緒にご来園ください。入園に関する書類一式をお渡しします。
 ※当日は入園面談料3,000円が必要です。(年少組に進級の際の考査料は不要となります)
 ※令和2年度兄弟・姉妹2人以上で同時に在園になる場合は、教育・保育環境充実費の1/2を免除します。
- ⑥入園に関する説明と書類提出 : 令和2年3月7日(土)10:00~11:30 保護者の方がご来園ください。



進級時納入金

進級する際にはそれぞれ以下の金額が必要になります。

2歳児から年少組へ進級時	進級教材費	約10,000円	3学期に振込用紙を渡します
	冬制服等	約20,000円	上着・ブラウス等 一通り揃えた目安の金額です
	夏制服等	約8,000円	半袖ポロシャツ等 一通り揃えた目安の金額です
1歳児から2歳児へ進級時	進級教材費等	約8,000円	3学期に振込用紙を渡します
	通園リュック(園指定品)	3,250円	既にお持ちの方は購入されなくても結構です

- ・進級教材費は、3学期に振込用紙をお渡ししますので各自で納付していただきます。
- ・年少組へ進級の際、日本スポーツ振興センター災害共済へ改めて加入します。
- ・年少組へ進級の際、制服を購入していただきます。上記金額は一通りそろえた場合の目安の金額です。

保育時間

- 保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)の方とも、7:30～18:30の間で園が許可した時間帯(基本的には勤務時間+通勤時間)での利用ができます。
- 月～土曜日、行事の代休日、春・夏・冬休み中は保育を行います。
(土曜日や行事の代休日のご利用は当日勤務されている方に限らせていただきます)
日曜、祝日、運動会、お盆や年末年始、創立記念日の保育および預かり保育は行いません。
- 土曜日・代休日・行事の前日当日等、弁当が必要な日もあります。
- 最大利用可能時間が11時間または8時間を越える場合や7:00～7:30、18:30～19:00のご利用は別途料金がかかります。
- 土曜日及び7:00～7:30、18:30～19:00の時間帯等は通常の保育室とは別室で異年齢の縦割り保育となる場合があります。

特典制度

- 令和2年度兄弟・姉妹で2人以上同時に在園になる場合は2人目からの園児について教育・保育環境充実費の1/2を免除します。
- 学校法人あけぼの学院の姉妹園である立花愛の園幼稚園の転出入については、尼崎市の利用許可が下りれば、入園時の納入金の相互流用ができます。
(一度納めたら、再び納めて頂く必要はありません。)

※但し、難波愛の園幼稚園は別法人であるため相互流用はできません。

ひょうご保育料軽減事業 (詳しくはひょうご保育料軽減事業についてご検索ください)

兵庫県では子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、こども園等に通う0～2歳児の子どもの保育料を一部助成しています。第2子が0～2歳児の方はご検討ください。

※ 3～5歳児は幼児教育無償化のため2019年10月から保育料軽減事業はなくなります。

※ 下のお子様が0～2歳児で認定こども園等に在籍されている場合、月額5,000円を超える保育料について

(1) 第2子以降 : 保育料1/2 と 15,000円の低い方を限度とする

(2) 第1子 : 保育料1/2 と 10,000円の低い方を限度とする

※ 令和2年度の詳細が決定後、園を通じて令和2年10月以降申請をしていただく予定です。